

暴力団追放「**三**ない運動<sup>ワン</sup>**+1**」の推進

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団を「**利用**しない」

全てを「金づるにする」  
それが暴力団の姿勢です

- 暴力団と一度でも関わると骨の髄までしぼられます。
- タダで動く暴力団はいません。
- 利用すれば最終的に多額の金を要求されます。

暴力団を「**恐れ**ない」

恐れは「誤ったイメージから」  
恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。みんなで相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」とみんなで対決姿勢をもつことです。

暴力団に「**金**を出さない」

金が「腐れ縁の元」  
暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の手助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや組の資金獲得のために手段を選ばない集団です。

暴力団と「**交際**しない」

交際は「暴力団の活動を助長」  
暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

**暴力団が恐れているもの、それは、  
あなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。**



# 指定暴力団が21団体になりました。

指定暴力団一覧表(21団体)

| 番号 | 名 称      | 主たる事務所の所在地                  | 代表する者 | 勢力範囲      | 構成員数     |
|----|----------|-----------------------------|-------|-----------|----------|
| 1  | 六代目山口組   | 兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1           | 篠田 建市 | 1都1道2府41県 | 約15,200人 |
| 2  | 稲川会      | 東京都港区六本木7-8-4               | 辛 炳圭  | 1都1道17県   | 約4,000人  |
| 3  | 住吉会      | 東京都港区赤坂6-4-21               | 西口 茂男 | 1都1道1府16県 | 約5,600人  |
| 4  | 五代目工藤會   | 福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12         | 野村 悟  | 3県        | 約600人    |
| 5  | 旭琉會      | 沖縄県那覇市辻2-6-19               | 富永 清  | 県内        | 約520人    |
| 6  | 六代目会津小鉄会 | 京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1 | 馬場 美次 | 1道1府      | 約360人    |
| 7  | 五代目共政会   | 広島県広島市南区南大河町18-10           | 守屋 輯  | 県内        | 約260人    |
| 8  | 七代目合田一家  | 山口県下関市竹崎町3-13-6             | 金 教煥  | 3県        | 約160人    |
| 9  | 四代目小桜一家  | 鹿児島県鹿児島市甲突町9-1              | 平岡 喜榮 | 県内        | 約100人    |
| 10 | 四代目浅野組   | 岡山県笠岡市笠岡615-11              | 森田 文靖 | 2県        | 約120人    |
| 11 | 道仁会      | 福岡県久留米市京町247-6              | 小林 哲治 | 4県        | 約810人    |
| 12 | 二代目親和会   | 香川県高松市塩上町2-14-4             | 吉良 博文 | 県内        | 約50人     |
| 13 | 双愛会      | 千葉県市原市潤井戸1343-8             | 塩島 正則 | 2県        | 約220人    |
| 14 | 三代目俠道会   | 広島県尾道市山波町3025-1             | 渡邊 望  | 6県        | 約160人    |
| 15 | 太州会      | 福岡県田川市大字弓削田1314-1           | 日高 博  | 県内        | 約170人    |
| 16 | 八代目酒梅組   | 大阪府大阪市西成区太子1-3-17           | 南 與一  | 府内        | 約70人     |
| 17 | 極東会      | 東京都豊島区西池袋1-29-5             | 曹 圭化  | 1都1道13県   | 約1,000人  |
| 18 | 二代目東組    | 大阪府大阪市西成区山王1-11-8           | 滝本 博司 | 府内        | 約170人    |
| 19 | 松葉会      | 東京都台東区西浅草2-9-8              | 荻野 義朗 | 1都1道8県    | 約1,100人  |
| 20 | 三代目福博会   | 福岡県福岡市博多区千代5-18-15          | 金 寅純  | 4県        | 約270人    |
| 21 | 九州誠道会    | 福岡県大牟田市上官町2-4-2             | 朴 政浩  | 1都5県      | 約350人    |

注：1 本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」は、平成24年3月29日現在のものを示している。

2 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、平成23年末のものを示している。ただし、旭琉會については名称変更公示日(平成24年3月29日現在)のものを示している。

3 平成23年末における全暴力団構成員数(約32,700人)に占める指定暴力団構成員数(約31,300人)の比率は95.7%である。

# 平成23年度分科会定例会

特別講演

## 「反社会的勢力対策と神奈川県暴力団排除条例について」

横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会  
副委員長 島崎友樹 弁護士



### 横浜弁護士会民暴委員会と三者協定

只今ご紹介いただきました、横浜弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長をしております、弁護士の島崎友樹です。

横浜弁護士会は、横浜という名前ですが、神奈川県全域に法律事務所を持つ弁護士全員が加盟している法定団体です。現在、1292名の弁護士がおります。その中に民事介入暴力対策委員会（民暴委員会）があります。この委員会は、民事介入暴力についての諸般の対策を行い、民暴被害者救済センターを運営しています。現在45名の弁護士が参加しており、5人一組の班体制を組んで、緊急の要請に対応しています。民事介入暴力事案や反社会的勢力に絡んで何らかの緊急の対応が必要な場合には、横浜弁護士会にご一報いただければ、迅速な対応をさせていただきます。

横浜弁護士会は、本日の主催者・神奈川県暴力追放推進センター（県暴追センター）及び神奈川県警察との間で、平成11年7月に「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定」（いわゆる三者協定）を結び、緊密な連携のもと県下の暴力団排除施策に取り組んでいます。三者協定に基づいて、三者は、常日頃、各種研究会や議論を行っていますが、それにとどまらず、具体的な事案も処理しています。具体的に個人・事業者から依頼があって具体的な事案に対応しなければならない時に、事案処理チームというかたちで三者からそれぞれメンバーを出して処理できるような対応をとっています。

本厚木駅周辺における山口組下部組織の組事務所使用差し止めや稲川会トップに対する使用者責任追及訴訟なども事案処理チームで行いました。依頼者の了解を得られれば、暴追センター・県警・弁護士会の三者協定に基づいた事案処理であることを明記した通知書を、反社会的勢力に対し、内容証明郵便で出すこともあります。

### 新しい反社会的勢力対策

本日のテーマは、「反社会的勢力対策と神奈川県暴力団排除条例」ですが、主に事業者あるいは企業による反社会的勢力との関係遮断を中心に説明させていただきます。

事業者による反社会的勢力との関係遮断ということでは、みなさんは最高の武器を手に入れました。それが昨年の4月1日に施行された神奈川県暴力団排除条例です。

そもそも、「反社会的勢力」とは何でしょうか。後で詳しくお話する平成19年の6月に発表された政府指針の定義によると、反社会的勢力とは、「暴力、威力と詐



欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人」をいいます。まず主体に着目すると、集団又は個人とは、例えば、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会標ぼうゴロ（えせ同和）、政治活動標ぼうゴロ（えせ右翼）特殊知能暴力集団等を指します。また、行為に着目すると、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人をいいます。

従来は、主体と行為が両方備わったものが排除対策の対象となってきました。悪いヤツが悪いことをやったら、これは反社会的勢力による活動だから排除、といったわけです。我々弁護士が行う民事的な対策もそうでしたし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）により暴力的要求行為を中止命令の対象にする規制もそうでした。不当な輩による不当な行為による被害が発生したのを受けて、これをモグラ叩きの様に潰してきたわけです。モグラ叩きですから、次の被害者が発生するわけですね。また、次の手口も出てくるわけです。これでは、根本的な対策になりません。

しかし、最近では違います。悪いヤツがまっとうな経済活動をして、取引を排除しなくてはならない。あるいは、主体が明確でなくても、悪いことをやっていればそれだけで排除しなければならない。主体と行為のどちらかでも反社会的であれば排除すべきであるというように、反社会的勢力排除の取組は、進化してきたのです。

今や、「社会全体 対 反社会的勢力」の図式で捉えるべきです。反社会的勢力が何をやったかが問題なのではありません。反社会的勢力の存在そのものを社会から排除していかなければならないのです。



## 平成19年のいわゆる政府指針

その流れの中で、平成19年6月19日、先ほどから説明している政府指針が発表されました。正式には、政府の犯罪対策閣僚会議の幹事会が申合せた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」というものです。インターネットで検索すると出てきます。本文だけでなく「解説」も併せて入手してください。

法務省:

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について

[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji42.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji42.html)

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針【PDF】

<http://www.moj.go.jp/content/000061957.pdf>

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針に関する解説【PDF】

<http://www.moj.go.jp/content/000061959.pdf>

まず、政府指針は、反社会的勢力を排除する目的について、3つのことを言っています。1つめは、企業防衛です。反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものに乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、株主や従業員を含めた企業自体に多大な損害を生じさせるものです。ですから、企業防衛の観点から反社会的勢力を排除する必要があります。2つめは、治安対策です。反社会的勢力を排除すれば、暴力団の資金源に打撃を与えます。ですから、排除して打撃を与えましょう、ということです。3つめは、最近よく叫ばれている言葉ですが、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）です。いわゆるC.S.Rですね。これは反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンス（法令遵守）そのものです。企業に対する信頼の獲得が重要です。

また、政府指針には基本原則として、①組織としての対応、②外部専門機関（警察、暴迫センター、弁護士等）との連携、③反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止、が挙げられています。

不当要求に対して毅然と拒絶をすることは、企業防衛の観点からすれば当然のことです。この政府指針は、そこからさらに1歩踏み込んで、企業・事業者にとって経済的合理性のある取引（儲かる取引）であっても、反社会的勢力とは一切経済的取引を行わないということを経営者に要求しているのです。何をやったか？ということではなくて、相手が誰か？ということに注目して排除していく、ということです。このことは、治安対策や企業の社会的責任＝C.S.R.という観点から要求されるものです。

この点注目される事件があります。皆さんご存知の「スルガコーポレーション事件」です。平成20年の3月に発覚したものです。スルガコーポレーションが立ち退き交渉をするのに、反社会的勢力に依頼していた事実が、新聞に報道されました。当時、スルガコーポレーションというのは、黒字企業です。ですから、つぶれるような要素はなかった。しかし、3月に新聞に反社会勢力との付き合いがあったことが報じられたことによって、6月には民事再生手続きが開始され、7月には上場廃止になってしまった。この立ち退き交渉の関係で、反社会的勢力に対してスルガコーポレーションが払ったお金が163億円といわれています。逆にその取引で同社が得た額というのは200億を越えているので、払った額よりも遥かに大きい。C.S.R.を徹底していなかったことによって、金融機関からの資金調達や不動産売買が困難になって、破綻をきたしたのです。正に、儲かる取引であっても、排除しなくてはならないという、ひとつの良い例だと思います。

### 神奈川県暴力団排除条例

平成19年の政府の指針というのは、それでもまだ不十分でした。政府指針には、法的な拘束力がないのです。そこで登場したのが、神奈川県暴力団排除条例です。この条例は、法的拘束力をもって、取引の一切の関係遮断を県民・事業者に要求しています。神奈川県では、



昨年4月、神奈川県暴力団排除条例が制定されました。そして、昨年の10月に東京都と沖縄県で施行され、これで暴力団排除条例が全国に出揃いました。

神奈川県暴力団排除条例（県暴排条例）は、神奈川県から暴力団を排除するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者等の役割などを明らかにし、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に役に立つよう定められたものです。

確かに事業者や企業にとって、違反すると警告の対象になったり、氏名公表されたりすることがあるので、負担と感ずることがあるかもしれません。しかし、県暴排条例の制定は、企業取引から反社会的勢力を排除する大きなチャンスであると捉えてください。

これまで、皆さん、なぜ手を切らなければならないのかという理由を示すことが難しかったと思います。暴力団から、「儲かるんだよ」「法律に違反しているわけじゃないよ」「何が悪いんだよ」「お付き合いしてくださいよ」と言われたときに、正々堂々と断る理由を見つけることができないこともあったかと思いますが、今や、県暴排条例の規制を理由として、正々堂々、反社会的勢力との取引を遮断したり、縁切りしたりすることができるのです。皆さんにとって、条例は武器であり、盾です。何か言われたら、「条例があるから取引をやめさせていただきます」と言えるようになったのです。

暴力団排除条例の中で、事業者である皆さんにとって特にポイントとなる条文を、挙げてみます。

神奈川県暴力団排除条例」参考URL  
[http://www.police.pref.kanagawa.jp/pdf/c8040\\_01.pdf](http://www.police.pref.kanagawa.jp/pdf/c8040_01.pdf)

総則(第1章):1条(目的)/2条(定義)/3条(基本理念)/5条(事業者の責務)  
/6条(事業団体の責務)/7条(県民の責務)  
事業活動における暴力団排除(第4章):22条(契約の締結における事業者  
の責務)/23条(利益供与等の禁止)/25条(宅地等の譲渡等の制限)/26条  
(宅地建物取引業者による助言等)  
雑則(第5章):27条(調査)/28条(勧告)/29条(公表)  
公共事業等への算入制限:9条(県の契約事務における暴力団排除)

## 条例の具体的内容

このうち幾つかの条文について説明します。

まず、22条(契約の締結における事業者の責務)です。契約の時に取引の相手方が暴力団関係者であるかどうか確認するように努めましょう(1項)、契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明した時には契約を解除することができる旨の解除条項を契約書に定めるように努めましょう(2項)、その解除条項を行使するように努めましょう(3項)、と定めがあります。いずれも事業者の努力義務です。あくまでも努力義務ですから、これに違反したからといって勧告や氏名公表の対象にはなりません。しかし、C.S.Rや企業防衛の観点からは重要ですので是非履行をお願いしたいと思います。

次に23条(利益供与等の禁止)です。1項は、暴力団の威力を利用する目的での暴力団関係者へ利益供与等を禁止しています。2項は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知って行う、暴力団関係者への利益供与等一定の行為を禁止しています。23条に違反すると、公安委員会は、事業者に対し勧告をすることがあり、また、勧告に従わない事業者に対し氏名を公表することもあります。事業者が暴力団関係者と取引を遮絶する際の積極的な理由となりますので、条文を熟読してください。

9条(県の契約事務における暴力団排除)も重要です。税金が暴力団の資金源になることを防止するために、公共工事その他の県発注に係るあらゆる契約に伴

う事業から暴力団関係者と密接な関係を有すると認められる者を排除するという規定です。これは県の公共工事から排除する規定ですが、平成24年3月までに神奈川県下の全ての市町村の条例も制定されますので、神奈川県下の全ての公共事業から暴力団と密接な関係を有する者は排除されるということになります。公共事業を中心とした事業者にとっては生命線となる非常に重要な条文です。既に神奈川県では「指名停止等措置要領」を策定しております。神奈川県のホームページからダウンロードできますので、ご覧になってください。この条文も、暴力団との密接な関係を遮絶する理由となります。

「神奈川県指名停止等措置要領」参考URL  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/179400.doc>

## 事業者・企業の対応

神奈川県暴排条例や政府指針を踏まえて、事業者・企業の皆さんに、どういう対応をしていただきたいか、ということについて説明します。

結論からいうと、①暴排条項を契約書に導入してください。②事業所の内部統制システムを確立してください。③反社会的勢力の情報を活用してください。④第三者機関とバックアップ体制を構築してください。ということです。

まず、暴排条項を契約書に導入してください。暴排条項には、民事的な効果があります。これから契約書を締結しようとするときに、暴力団関係者はサインをすることをためらいます。事業者にとって暴力団関係者との契約



を回避するツールになります。また、契約してしまった後に暴力団関係者であることが判明した場合、契約解除の理由になります。更に、暴力団関係者であると知らずに締結した契約を詐欺取消や錯誤無効を理由に解消することも考えられます。事業者からの損害賠償を暴力団関係者に請求するときにも有用です。また、刑事的にも大きな法的効果が期待できます。相手が「暴力団じゃない」と確約したので契約したのに、後にそうでないことが判明したとき、警察は、二項詐欺として立件することが可能になります。刑事手続をとるために、とても有用です。さらに、「暴排条項を行使するために情報が欲しい」という場面では、警察あるいは県暴追センターから暴力団関係情報を入手することが容易になります。

条項の具体的内容としては、大きく3項目が挙げられます。第1に、契約解除条項。相手が暴力団関係者であると判明した場合あるいは相手が暴力団関係者に利益を供与していることが判明した場合には解除します、というもの。第2に、表明確約条項。これは契約を締結する際に、契約の相手方に「暴力団関係者ではない」「将来もならない」ということを確約してもらうというものです。これは契約書とは別の書面でもらうことが望ましいと言われています。第3は、通報報告義務条項です。これは継続的契約の場合に利用されるものですが、相手方や下請業者に対し反社会的勢力から暴力的要求、不当要求があった場合には報告しなさい、というものです。

次に、事業所内で内部統制システムを確立してください。内部統制システムの確立とは、会社としての反社会的勢力との関係遮断の指針を対外的に発表することから始まります。そして、社内体制の企画・立案作業が必要です。ルーティーンとしての審査業務は、大きく3つに分けられます。契約書自体ひとつひとつに暴排条項が導入されているかという審査、個々の取引に反社会的勢力が介入していないかという審査、介入しているとの社内情報があがってきた時に排除の決定をする審査、

です。審査部門としては、CSR委員会だとか管理部門だとか既に社内に先行して類似部門を創設している場合には、それを活用することも考えてください。社内における反社会的勢力に関するデータベースの確立ということも重要です。

さらに、相手が反社会的勢力であるという情報をどうやって入手すればいいのか説明します。まずは、警察情報です。昨年の12月22日、暴排条例制定に則して、警察情報を外部に出すための警察庁の新しい通達が出されました。これもインターネットで入手できます。「暴力団排除等のための部外の情報提供」という通達です。

「暴力団排除等のための部外の情報提供」参考URL  
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunsekil/tuutatu.htm>

次に、県暴追センターからの情報入手です。県暴追センターでは、全国暴追センターと協力して新聞情報検索システムを構築しています。活用してください。

事業者において反社会的勢力に関する情報を保有することが個人情報保護法に抵触しないのかという質問を度々いただきます。情報の取得段階、利用段階、提供段階、保有段階のいずれにおいても、違法といえないケースが多いと考えます。先ほど説明した政府指針の解説の(11)に詳しいので、ご参照ください。

## まとめ

最後になります。条例というものは、皆さんの足を引っ張るものではありません。条例を積極的に活用してください。「条例ができたからお付き合いできません」「当局から言われるので、お付き合いできません」と仰ってください。また弁護士や県暴追センターをどんどん活用してください。皆さん、県暴排条例を活用して、暴力団排除、反社会的勢力の排除と一緒に取り組みましょう。



## 神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動 | 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動 |
| 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動  | 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動   |
| 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動  | 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動   |
| 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動  | 8 不当要求防止責任者講習の実施         |

### もし暴力団から不当な要求があったら

#### ■神奈川県警察本部暴力団対策課

☎0120-797049 ナクナレ要求

#### ■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

☎045-201-8930 ヤクザゼロ

警察本部庁舎内

☎045-663-8930 ヤクザゼロ

### ご寄付のお願い

(公財) 神奈川県暴力追放推進センターでは、企業、団体、個人の皆様のお力を集めて  
広く暴力団排除活動を実践するためにご寄付をお願いしております。

当センターは公益財団法人でございまして、ご寄付は税法上の優遇措置を受けること  
ができます。